

○九州国際大学における障害のある学生への修学支援等に関する規程

平成28年4月1日制定)

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に 関する教職員対応要領に基づき、障害のある学生に対して、具体的に支援を実施 するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生とは、九州国際大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領第2条第1項に規定する障害のある学生をいう。
- (2) 修学支援等 修学上又は学生生活上、不当な差別的取扱いをすることなく合理的配慮の提供をすることをいう。

(教職員の責務)

第3条 学長、学部長その他教職員は、障害のある学生が不当な差別的取扱いを受けることにより、その権利利益を侵害されることのないようにしなければならない。

2 学長、学部長その他教職員は、障害のある学生から支援を必要としている旨の意思の表明があったときは、当該障害のある学生の状況に応じた合理的な配慮を提供しなければならない。

(修学支援等の申出)

第4条 障害のある学生は、修学支援等を受けようとするときは、入学前又は入学後にかかわらず、修学支援等を必要としている旨を申し出るものとする。

2 前項の申出は、大学事務局教育支援部学生支援室（以下「学生支援室」という。）において受け付け、関係部署に申出のあった旨通知しなければならない。

(修学支援等の案の策定)

第5条 学生支援室は、前条第1項の申出があったときは、当該申出をした学生の具体的な状況を把握し、関係部署と協議してその状況に応じた適切な修学支援等の案を策定するものとする。

(修学支援等の内容の決定)

第6条 学生支援室は、前条の修学支援等の案を策定しときは、学長の決裁を受けて当該障害のある学生に対して修学支援等の案を説明するものとする。

2 前項の説明は、修学支援等の案の一方的な説明ではなく、ともに考えていく姿勢で臨み、双方の状況を相互に説明し、相互理解が深まるように留意して行わなければならない。

3 修学支援等の案の内容について、当該障害のある学生と本学との間で共通理解が得られ、修学支援等の内容として合意したときは、その内容に応じて所定の手続を経て修学支援等の内容として決定するものとする。

(修学支援等の実施)

第7条 修学支援等の内容のうち、修学に関するものについては、学部長が責任を持って実施するものとする。

2 修学支援等の内容のうち、修学に関するもの以外の修学支援等については、その内容に応じて、学生支援室その他関係部署が責任を持って実施するものとする。

3 学生支援室は、修学支援等が円滑に行なわれるよう、学部、関係部署及び学外機関との連携など学部及び関係部署等との間の調整を行わなければならない。

4 学生支援室は、修学支援等が円滑かつ継続的に行なわれるよう、当該障害のある学生及び修学支援等に携わる教職員からの相談に的確に応じ、修学支援等の内容における課題の解決に努めなければならない。

(修学支援等の内容の検証)

第8条 学生支援室は、修学支援の内容が、当該障害のある学生にとって適切であったのか検証するため、学期が終了したときに、次に掲げることを行うものとする。

(1) 修学支援等を受けた障害のある学生に対するアンケート

(2) 修学支援等の実施携わった教職員に対するアンケート

(3) 前2号のアンケートに基づく障害のある学生及び教職員との意見聴取のため面談

2 学生支援室は、前項のアンケート及び面談結果に基づき、修学支援等の内容に改善の必要がないか、教職員の対応に問題はないか等について、関係部署及び関係教職員による合同会議を行い、これらの事項について検討を行うものとする。

3 学生支援室は、前項の合同会議において、改善の必要性を指摘された修学支援等の内容又は教職員の対応について、具体的な改善案を作成し、学長に報告しなければならない。

4 前項の改善案のうち、修学支援等の内容の変更をしようとする時の手続については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(修学支援等に係る事務)

第9条 修学支援等に係る事務は、学生支援室が行う。

(秘密保持義務)

第10条 修学支援等に係る業務に従事する者又は修学支援等に係る業務に従事していた者は、学校法人九州国際大学個人情報の保護に関する規程に則り、正当な理由なく、障害のある学生に係る個人情報その他修学支援等の業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究協議会において審議する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長が定めるとができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。